

## 広島県情報公開・個人情報保護審査会答申（諮問2（情）第10号）

### 第1 審査会の結論

広島県知事（以下「実施機関」という。）が本件審査請求の対象となった行政文書の一部を不開示とした決定は、妥当である。

### 第2 審査請求に至る過程

#### 1 開示の請求

審査請求人は、令和2年7月6日付けで、広島県情報公開条例（平成16年広島県条例第53号。以下「条例」という。）第6条の規定により、実施機関に対し、株式会社〇〇（以下「本件法人」という。）の建設業許可申請書に添付された次の行政文書の開示の請求（以下「本件請求」という。）を行った。

- (1) 様式7号 経營業務の管理責任者証明書
- (2) 様式8号 専任技術者証明書
- (3) 様式9号 実務経験証明書
- (4) 上記書類提出に付随する書類（注文書・請書のコピー）

#### 2 本件請求に対する決定

実施機関は、本件請求に対し、次のとおり行政文書部分開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、令和2年7月22日付けで審査請求人に通知した。

##### (1) 対象文書

ア 経營業務の管理責任者証明書（建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号。以下「法施行規則」という。）の様式第7号によるもの。以下「本件管理責任者証明書」という。）

イ 専任技術者証明書（法施行規則の様式第8号によるもの。以下「本件専任技術者証明書」という。）

ウ 実務経験証明書（法施行規則の様式第9号によるもの。以下「本件実務経験証明書」という。）

エ 3件の注文書（以下「本件注文書」といい、本件管理責任者証明書、本件専任技術者証明書、本件実務経験証明書及び本件注文書を総称して

以下「本件対象文書」という。)

(2) 不開示理由

条例第10条第2号及び第3号に該当

### 3 審査請求

審査請求人は、令和2年10月14日付けで、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、実施機関に対し審査請求を行った。

## 第3 審査請求人の主張要旨

### 1 審査請求の趣旨

本件処分を取り消し、本件対象文書の全部を開示するよう求める。

### 2 審査請求の理由

審査請求人が、審査請求書及び反論書で主張している審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

実施機関が不開示とした本件対象文書の内容の証明者は審査請求人であり、その内容は本来審査請求人が知っておくべきものであり、不開示とすべき理由は全くなく、実施機関は条例の適用を誤っていると考える。

実施機関は、本件対象文書を不開示とした理由として「人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するために公にすることが必要であると認められる情報でもなく、条例第10条第2号に該当し、不開示が適当である。」としている。

建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第8条に規定されている建設業の許可に係る欠格要件のうち一つでも該当すると、建設業の許可はされない。

法がこのような厳格な欠格要件を付しているのは、違法建築物が建築され建物の崩壊等が発生した場合には、人の身体、生命、健康、生活又は財産を保護するためである。

したがって、この点の実施機関の主張は理由がない。

本件請求は全くの部外者の開示請求ではなく、証明をしたとされる審査請求人からの申請である。

この点、実施機関は、「開示請求者が誰であるかは開示・非開示の判断には影響しない」と主張する。

しかし、本来であれば、本件対象文書は審査請求人が写しを保管しておいてもしかるべき文書である。

審査請求人が本件対象文書の開示を求めても何ら支障はない文書である。

実施機関は、これを形式的な根拠により不開示としている。

法において広範な欠格事由を規定している趣旨にも反する。

#### 第4 実施機関の説明要旨

実施機関が、弁明書で説明する本件処分を行った理由は、おおむね次のとおりである。

##### 1 部分開示の具体的理由

###### (1) 本件処分の内容

本件処分において不開示とした部分及びその理由は次のとおりである。

###### ア 本件管理責任者証明書について

###### (ア) 条例第10条第2号に該当

証明者欄の郵便番号、所在地、証明者及び印影、経營業務の管理責任者の経験に係る該当工事業、役職名、経験年数、証明者との関係及び備考欄の記載内容、許可申請者の区分、法の区分、申請の区分並びに経營業務の管理責任者の住所及び生年月日

###### (イ) 条例第10条第3号に該当

証明者の印影及び申請者の印影

###### イ 本件専任技術者証明書について

###### (ア) 条例第10条第2号に該当

技術者の申請の区分、申請者の申請の区分並びに専任技術者の生年月日及び住所

###### (イ) 条例第10条第3号に該当

申請者の印影

ウ 本件実務経験証明書について

(ア) 条例第10条第2号に該当

証明者欄の郵便番号，所在地，証明者名及び印影，技術者の経験に係る該当工事業，被証明者との関係，使用された期間，使用者の名称，職名，実務経験の内容及び実務経験年並びに技術者の生年月日

(イ) 条例第10条第3号に該当

証明者の印影

エ 本件注文書について

・ 条例第10条第3号に該当

発注者，注文者及び注文内容に関する部分全て

## 2 本件対象文書が部分開示であることについて

(1) 本件管理責任者証明書における証明者欄の郵便番号，所在地，証明者及び印影について

法で規定された建設業許可は，当該許可を受けようとする者が，法人である場合においてはその役員等のうち常勤である者の一人が許可を受けようとする建設業に関し5年以上業務経営の管理責任者としての経験を有する者（国土交通大臣が同等以上の能力を有する者と認定した者を含む。以下「経營業務の管理責任者」という。）に該当する者であることを要件としている。

法施行規則の様式第7号はこの要件を満たす者であることを申請者及び経験を証明しうる者が証明する様式である。「経營業務の管理責任者としての経験」とは，法人の役員等に加え，個人事業主やそれぞれの補佐的地位での経験も含み，法人役員の経験であった場合においても，登記事項証明書で公にされる情報のみならず常勤であったこと及び建設業についての経營業務を管理する立場にあったこと等が証明されている。

証明者欄の郵便番号，所在地，証明者及び印影については，本件法人における経營業務の管理責任者の申請建設業種に係る経營業務の管理責任者個人の経歴等に関する個人情報であって，法令等の規定や慣行として公にされる情報ではなく，人の生命，身体，健康，生活又は財産を保護する

ため、公にすることが必要であると認められる情報でもなく、条例第10条第2号に該当し、不開示が適当である。

- (2) 本件管理責任者証明書における経營業務の管理責任者の経験に係る該当工事業、役職名、経験年数、証明者との関係及び備考欄の記載内容、許可申請者の区分、法の区分、申請の区分並びに経營業務の管理責任者の住所及び生年月日について

これらは、当該経營業務の管理責任者個人の経歴等に関する情報であって、法令等の規定や慣行として公にされる情報ではなく、人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報でもなく、条例第10条第2号に該当し、不開示が適当である。

- (3) 本件管理責任者証明書における証明者の印影及び申請者の印影、本件専任技術者証明書における申請者の印影並びに本件実務経験証明書における証明者の印影について

これらは、法人の事業活動や官公庁への申請等において、記載事項の内容が真正なものであることを示す認証的な機能を有するものと認められ、それに相応しい形状を備えており、むやみに公にしていけないものと認められる。また、申請者及び証明者の印影が開示されることとなれば、本件印影を悪用して契約等の法律行為が行われる可能性があることは否定できないところであり、当該法人の適切な事業活動に支障を生じさせるおそれがある。

以上のことから条例第10条第3号に該当し、不開示が適当である。

- (4) 本件専任技術者証明書における技術者の申請の区分、申請者の申請の区分並びに専任技術者の生年月日及び住所について

法で規定された建設業許可を受けようとする者は、その営業所ごとに許可を受けようとする建設業に係る学科（国土交通省令で定められたもの）を修め卒業後に必要年数の実務経験を有する者、許可を受けようとする建設業に係る建設工事に関し10年以上の実務経験を有する者、又は国家資格等を有する者のいずれか（以下「専任技術者」という。）を専任で置く者であることを要件としている。

法施行規則の様式第8号はこの要件を満たす技術者であることを申請者

が証明する様式である。

なお、専任技術者の氏名、担当する建設工事の種類、有資格区分及び配置される営業所の名称に関しては、同一の内容が記載されている建設業許可申請書の別紙4を公衆の閲覧に供しているため不開示情報には該当しない。

技術者の申請の区分、申請者の申請の区分並びに専任技術者の生年月日及び住所は、許可の審査において許可要件である専任性等の確認のために必要となる情報であるが、当該技術者個人に関する情報であって、特定の個人が識別されるものであり、また法令等の規定や慣行として公にされる情報ではなく、人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報でもなく、条例第10条第2号に該当し、不開示が適当である。

- (5) 本件実務経験証明書における証明者欄の郵便番号、所在地、証明者名及び印影について

法施行規則の様式第9号は、様式第8号で証明された専任技術者の建設業に係る建設工事に関する技術上の経験について、原則実務経験時の使用者が証明する様式であり、証明者に使用された期間、経験時の職名及び使用された期間内において建設工事に携わった実務の経験を具体的な工事件名により、建設工事に関する実務経験の内容が明らかになるように記載される様式である。

証明者欄の郵便番号、所在地、証明者名及び印影は、本件法人における専任技術者の申請建設業種に係る実務経験等を証明し得る者（原則実務経験時の使用者）の郵便番号、所在地、証明者名及び印影であり、専任技術者個人の実務経験等に関する経歴及び職歴に係る情報であり、法令等の規定や慣行として公にされる情報ではなく、人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報でもなく、条例第10条第2号に該当し、不開示が適当である。

- (6) 本件実務経験証明書における技術者の経験に係る該当工事業、被証明者との関係、使用された期間、使用者の名称、職名、実務経験の内容及び実務経験年数並びに技術者の生年月日について

専任技術者個人の実務経験等に関する個人の経歴等に係る情報であり、法令等の規定や慣行として公にされる情報ではなく、人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報でもなく、条例第10条第2号に該当し、不開示が適当である。

- (7) 本件注文書における発注者、注文者及び注文内容に関する部分全てについて

経営業務の管理責任者としての経験及び専任技術者の実務経験として証明された期間の確認資料として、広島県知事許可においては経験期間のうち直近の1年目、3年目、5年目に各証明者が請負った建設工事に係る建設工事請負契約書の写し、注文書の写し又は所定の発注証明書（契約書紛失等やむを得ない理由により経験を立証する書類が提出できない場合に発注者が契約を証明するもの）等の提出を求めて各要件の確認をしている。

発注者、注文者及び注文内容に関する部分全てについては、公にすることにより、建設工事請負契約における発注者及び受注者である当該法人等又は当該個人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあり、人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報でもなく、条例第10条第3号に該当し、不開示が適当である。

### 3 審査請求に対する弁明

- (1) 審査請求人は、審査請求書の「5 審査請求の理由」において「実施機関が非公開とした当該文書の内容の証明者は審査請求人であり、その内容は本来審査請求人が知っておくべきものであり」と主張するが、条例第5条には「何人も、実施機関に対して、行政文書の開示を請求することができる。」と規定されており、また、広島県情報公開条例の運用基準（平成13年3月29日制定）においても、開示請求者が誰であるかという個別的事情や、開示請求者が開示請求の対象となる行政文書に記録されている情報について利害関係を有しているかなどの個別事情により、当該行政文書の開示、不開示の判断が変わるものではないと記載されていることから、開示請求者が誰であるかは、開示・不開示の判断には影響しないものと解され

る。

- (2) 審査請求人は、審査請求書の「5 審査請求の理由」において、審査請求人が証明者であることを理由として、「非開示とすべき理由は全くなく、実施機関は条例の適用を誤っている」との主張から、「4 審査請求の趣旨」において「審査請求に係る処分を取消し、対象文書の全部を開示」することを求めているが、これについては上記(1)のとおり、開示請求者が誰であるか及び開示請求理由によって開示・不開示を判断するものではないこと、また、開示請求に係る行政文書のうち、法施行規則の様式第7号、様式第8号及び様式第9号については、個人情報保護の観点から、法第13条において、公衆の閲覧に供することは適当でないとして、閲覧の対象から除外されている文書であり、当該各様式の確認資料として付随する種類である注文書の写しに関しては、法人、個人事業者などの事業活動に関する情報で、公にすることにより、当該法人等の権利、競争上の地位の他正当な利害を害するおそれがある文書であることから上記2(1)から(7)までの部分については不開示が適当である。
- (3) 上記(1)及び(2)のとおり、審査請求人が本件対象文書に係る証明者であることを理由に開示を認めるべきという審査請求人の主張は失当である。

## 第5 審査会の判断

### 1 本件対象文書について

本件対象文書は、本件法人が実施機関に対して行った建設業許可申請（以下「本件許可申請」という。）において提出した書類の一部である。

実施機関は、本件対象文書の一部の情報について、条例第10条第2号及び第3号に該当するとして本件処分を行った。

これに対し、審査請求人は不開示部分の全ての開示を求めていることから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、本件処分の妥当性について検討する。

### 2 本件処分の妥当性について

- (1) 本件管理責任者証明書の不開示部分



ア 本件管理責任者証明書は、本件法人に置く経營業務の管理責任者（以下「本件管理責任者」という。）が法に定める要件を満たす者であることを第三者及び本件法人が証明するものである。

イ 実施機関は、本件管理責任者証明書のうち、次の情報を不開示とし、(ア)から(ウ)まで、(オ)及び(カ)に係る情報については条例第10条第2号に該当し、(イ)のうち代表者印の印影及び(エ)に係る情報については同条第3号に該当すると説明している。

(ア) 本件管理責任者が経營業務の管理責任者としての経験を有することを第三者が証明する事項である、本件管理責任者が経營業務経験を有する工事業の種別、「役職名等」、「経験年数」及び「証明者と被証明者との関係」並びに「備考」

(イ) 上記(ア)の事項を証明する「証明者」である法人の郵便番号、所在地、名称及び代表者印の印影（いわゆる捨印として欄外に押印された印影を含む。(1)において以下同じ。)

(ウ) 本件法人が本件管理責任者について証明する事項である、許可申請者である本件法人と本件管理責任者の関係及び本件管理責任者に関する許可基準の該当性

(エ) 上記(ウ)の事項を証明する本件法人の代表者印の印影（いわゆる捨印として欄外に押印された印影を含む。(1)において以下同じ。)

(オ) 本件管理責任者証明書の「申請又は届出の区分」

(カ) 本件管理責任者の「生年月日」及び「住所」

ウ 上記イ(ア)及び(イ)に係る不開示部分には、本件管理責任者の経營業務の管理責任者としての経験や本件管理責任者と上記イ(イ)の証明者との関係を示す情報が、また、上記イ(ウ)及び(オ)に係る不開示部分には、本件管理責任者と本件法人との関係を示す情報が記載等されている。上記イ(カ)に係る不開示部分を含め、これらの情報は、一体として本件管理責任者の個人に関する情報であると認められるため、当該不開示部分は、条例第10条第2号本文前段に該当する。

次に、当該不開示部分が同号ただし書イからハまでの規定に該当するか否か検討する。

当該不開示部分が同号ただし書イに規定する「法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」に該当するとの事情は認められない。

審査請求人は、当該不開示部分は同号ただし書ロに該当する旨を主張している。

しかしながら、本件処分の時点において、当該不開示部分に関連して人の身体、生命、健康、生活又は財産に被害が生じているとはいえず、将来これらが侵害される蓋然性が高いということもできない。

そうすると、当該不開示部分を公にすることと、不開示とすることによって保護される利益との比較考量において、公にすることの必要性が優越しているとは認められない。

当該不開示部分が同号ただし書ハに該当しないことは明らかである。

次に、条例第11条第2項による部分開示について検討すると、本件管理責任者証明書においては、同項で規定する「特定の個人が識別され、又は識別され得ることとなる記述等」（以下「個人識別部分」という。）である本件管理責任者の氏名を開示していることから、当該不開示部分について部分開示の余地はない。

したがって、当該不開示部分は、条例第10条第2号に該当することから、不開示とすることが妥当である。

エ 次に、上記イ(イ)及び(エ)の代表者印の印影の条例第10条第3号該当性について検討する。

一般的に、法人の代表者印の印影は、第三者に知られれば悪用のおそれもあることから、いわば内部管理情報であって、当該法人が当該印影を明らかにする相手方等については当該法人自らが管理すべきものである。

ところで、法第5条による建設業の許可申請書等は、法第13条の規定により公衆の閲覧に供されることとなっている。

本件管理責任者証明書のほか、本件対象文書は、いずれもその対象から除外されているものの、本件法人の代表者印については、本件許可申請に係る書類に押印され、実施機関が法第13条の規定により設置した建

設業者提出書類閲覧所（以下「閲覧所」という。）において、押印された印影も含めて閲覧に供されている。

当該閲覧方法を実施機関に確認したところ、閲覧所においては書類の持ち出しや複写を認めていないということであるから、閲覧所における書類の閲覧者は、書類に押印された印影を正確に再現することは困難であると考えられる。

そうすると、上記イ(イ)の証明者である法人及び本件法人の代表者印の印影は、その固有の形状が文書の真正を示す認証的機能を有するものであることから、これを公にすれば、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

また、上記ウと同様の理由により、当該印影が条例第10条第3号ただし書に該当するとは認められない。

したがって、当該印影は、条例第10条第3号に該当することから、不開示とすることが妥当である。

## (2) 本件専任技術者証明書の不開示部分

ア 本件専任技術者証明書は、本件法人に置く専任技術者（以下「本件専任技術者」という。）が法に定める要件を満たす者であることを本件法人が証明するものである。

イ 実施機関は、本件専任技術者証明書のうち、次の情報を不開示とし、(ア)、(ウ)及び(エ)に係る情報については条例第10条第2号に該当し、(イ)に係る情報については同条第3号に該当すると説明している。

(ア) 本件専任技術者に関する許可基準の該当性

(イ) 上記(ア)の事項を証明する本件法人の代表者印の印影（いわゆる捨印として欄外に押印された印影を含む。(2)において以下同じ。)

(ウ) 本件許可申請における本件専任技術者に係る「区分」

(エ) 本件専任技術者の「生年月日」及び「住所」

ウ 上記イ(ア)及び(ウ)に係る不開示部分には、本件専任技術者と本件法人との関係を示す情報が記載等されている。上記イ(エ)に係る不開示部分を含め、これらの情報は、一体として本件専任技術者の個人に関する情報であると認められるため、当該不開示部分は、条例第10条第2号本文前

段に該当する。

そして、当該不開示部分は、上記(1)ウと同様の理由により、同号ただし書イからハまでの規定には該当しない。

また、本件専任技術者証明書においては、個人識別部分である本件専任技術者の氏名を開示していることから、当該不開示部分について、条例第11条第2項による部分開示の余地はない。

したがって、当該不開示部分は、条例第10条第2号に該当することから、不開示とすることが妥当である。

エ 上記イ(イ)の印影については、上記(1)エと同様の理由により、条例第10条第3号に該当することから、不開示とすることが妥当である。

### (3) 本件実務経験証明書の不開示部分

ア 本件実務経験証明書は、本件専任技術者の実務経験を第三者が証明するものである。

イ 実施機関は、本件実務経験証明書のうち、次の情報を不開示とし、(ア)及び(イ)に係る情報については条例第10条第2号に該当し、(イ)のうち代表者印の印影については同条第3号にも該当すると説明している。

(ア) 本件専任技術者が実務経験を有する工事業の種別、「被証明者との関係」、「生年月日」、「使用者の商号又は名称」、「使用された期間」、「職名」、「実務経験の内容」及び「実務経験年数」

(イ) 上記(ア)の事項を証明する「証明者」である法人の郵便番号、所在地、名称及び代表者印の印影

ウ 上記イ(ア)及び(イ)に係る不開示部分には、本件専任技術者の実務経験に関する情報や本件専任技術者と上記イ(イ)の証明者との関係を示す情報とともに、本件専任技術者の生年月日が記載等されている。これらの情報は、一体として本件管理責任者の個人に関する情報であると認められるため、当該不開示部分は、条例第10条第2号本文前段に該当する。

そして、当該不開示部分は、上記(1)ウと同様の理由により、同号ただし書イからハまでの規定には該当しない。

また、本件実務経験証明書においては、個人識別部分である本件専任技術者の氏名を開示していることから、当該不開示部分について、条例

第11条第2項による部分開示の余地はない。

したがって、当該不開示部分は、条例第10条第2号に該当することから、不開示とすることが妥当である。

エ 上記イ(イ)の印影については、上記(1)エと同様の理由により、条例第10条第3号に該当することから、不開示とすることが妥当である。

(4) 本件注文書の不開示部分

ア 本件注文書は、本件管理責任者証明書に記載された本件管理責任者の経験及び本件実務経験証明書に記載された本件専任技術者の経験を証するために添付されたものである。

イ 実施機関は、本件注文書のうち、表題や形式的な項目名を除き、受注者及び発注者の名称、工事名称、契約金額、工期等の情報を不開示とし、当該不開示部分は条例第10条第3号に該当すると説明している。

ウ 上記イの不開示部分には、本件管理責任者及び本件専任技術者が経験した工事について、その受注者及び発注者の名称、工事名称、契約金額、工期等の情報が記載等されている。

建設工事を行う法人等の事業者間における受注及び発注に関する情報は、販売、営業等に関する情報であり、これを公にすれば、当該法人等に対し、競争上不利益を与えるおそれがあるものといえる。

また、当該不開示部分は、上記(1)ウと同様の理由により、条例第10条第3号ただし書に該当するとは認められない。

したがって、当該不開示部分は、条例第10条第3号に該当することから、不開示とすることが妥当である。

### 3 審査請求人のその他の主張

審査請求人は、本件請求は全くの部外者の開示請求ではなく、証明をしたとされる審査請求人からのものであり、審査請求人が本件対象文書の開示を求めても何ら支障はない旨を主張している。

条例第5条では、「何人も、実施機関に対して、行政文書の開示を請求することができる」と規定している。

このような「何人」に対しても等しく開示請求権を認める一般的な開示請

求権制度の下では、開示請求者が誰であるかという個別的事情によって、開示請求の対象となった行政文書の開示、不開示の判断が変わるものではない。

したがって、行政文書の不開示部分が条例第10条各号で定める要件に該当している場合は、たとえ開示請求者が当該不開示部分の情報を把握していたとしても、不開示となるものであるから、審査請求人の主張は採用できない。

#### 4 結論

よって、当審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

#### 第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別記のとおりである。

別記

審査会の処理経過

年月日	処理内容
令和3年1月28日	・ 諮問を受けた。
令和4年1月28日 (令和3年度第10回第3部会)	・ 諮問の審議を行った。
令和4年3月22日 (令和3年度第12回第3部会)	・ 諮問の審議を行った。

参考

答申に関与した委員（五十音順）

【第3部会】

中根 弘幸 (部会長)	弁護士
金谷 信子	広島市立大学教授
山田 明美	広島修道大学准教授

